

《研究ノート》

ザクセンの土地制度 (3・完)

松 尾 展 成
(岡山大学名誉教授)

第3節 (2) 農村住民の階層構成 (続)

既に紹介したように、ブラシュケによれば、近世の大ラウジツでは、農村人口に占める農民の比率が、激しい農民追放のために、本領地域よりも遥かに低く、農村下層住民、「園地農+小屋所有者」の比率は遥かに高かった。その中で、農業地帯の北部では人口増加率が低く、ここにおける園地農と小屋所有者の多くは領主農場の日雇あるいは賦役労働者であり、それに対して、農村工業が発達した南部では、人口が激増し、園地農と小屋所有者の多くは農村工業に従事した。この主張のうち、世帯総数に見る人口増加率の高低は、16世紀から18世紀までの時期について、本稿によって立証された。すなわち、第1に、第14表のKHMシュテルン56村のうち、南部のレーバウ郡内8村の増加率は、北部のホヤスヴェルダ郡内8村のそのほば3倍であった。第2に、大ラウジツ7郡全村落の約37%に関する第17表によれば、本稿が南部と想定した2郡54村の増加率は、本稿が北部と想定した5郡263村のその2倍以上であった。その上に、全村落の約97%に関する第20表によれば、18世紀後半に、北部5郡648村では南部2郡184村よりも、そして、騎士領村落440村では市参事会村落272村よりも、農民と小屋所有者の比率が低く、園地農の比率が高かった。さらに、KHMシュテルンでは農民追放が殆ど実施されなかった、とのショウタの主張は、同所領村落の大部分である56村に関する第14表によって、否定された。また、宗教財団、市参事会などは農民追放を殆ど実施しなかった、とのバールケ、ショウタなどの主張に関して、領邦君主、高位貴族、宗教財団と市参事会が単独で所有した村落、および、上記の権利者諸階層のみが区分所有者であった村落を、市参事会村落として一括し、騎士領村落と対比して、検討した第15表によって、あの主張が修正を要するとの結論が導かれた。

このように発生した、膨大な農村下層住民の生活基盤を、やや具体的に見よう。それについては、第13表の数値を検討した結果として分析を断念した、ショウタによるKHMシュテルンの1810年住民階層構成表の付記⁽⁴³⁾が示唆を与える。そこには、小ラウジツ3郡内48村中の22村について、住民の主要な職業が付記されている。パウツェン郡内3村の追記は農業38人、日雇5人、麻織布工62人であり、カーメンツ郡内11村の追記は農業112人、日雇155人、手工業者12人(職種は不明)であった。パウツェン郡内の上記麻織布工62人は、世帯総数が、ショウタの一覧表で117、そして、HOSで1777年に89、のブルカウ村のみに集中しており、カーメンツ郡内の上記手工業者12人は、世帯総数がショウタの一覧表で61、そして、HOSで1777年に54、のクッカウ村(Kuckau)のみに集中していた。このように、北部2郡内39村中の37村には1810年にも手工業者が定住しておらず、そうした状況では日雇は農業に、特に領主農場で、雇用されたであろう。それに対して、レーバウ郡内8村では、1村を除く7村(世帯数合計がショウタの一覧表で773、そして、HOSで1777年に772)について、職業の付記がある。それは、農業228人[28%]、日雇362人[44%]と請負仕事人(Gedingeleute)59人[7%](1世帯=1人と見なすと、以上合計649人[78%])の他に、紡糸工153人[19%]、麻織布工14人[2%]と糸収集人(Garnsammler)11人[1%](以上合計

178人 [22%], 総計827人 [100%]) であった。ラウジツ麻織物工業の中心は最南部のツィタウ市周辺にあり、その北部のラウバン郡とレーバウ郡では紡糸業が盛んであった、とされているから、KHMシュテルンのレーバウ郡内7村でも、それが実証されるわけである。ここにいた糸収集人11人が、ツィタウ市周辺の農村麻織物工業とレーバウ郡内7村の紡糸工153人を結び付けていた。このように、南部レーバウ郡内8村の殆ど全ての村落には手工業者が定住していた。そのために、数多い日雇は農業以外の領域でも雇用されたであろう。

また、本稿第11表のエーバースバハ村（レーバウ郡）には、17世紀末に小屋所有者114人（第11表では84人）がおり、織機が56台あった。織機は1730年には10倍に、589台に、激増していた。小屋所有者は17世紀末に215人で、1740年には倍増して、442人となった⁽⁴⁴⁾。当村では織機の激増が小屋所有者の増加と関連するように見えるけれども、間借人の人数が不明なので、直ちに確言はできない。

さらに、第8表のグロース・シェーナウ村（ツィタウ郡）は、1587年には自家用麻織物のための織機を約100台持っていたが、1730年になると、同村では、間借人が2.4倍に増加し（間借人を加えた〈4者合計〉が、3.4倍に増加したために、間借人の比率は32%から23%に低下）、小屋所有者に至っては10倍以上に（〈4者合計〉の21%から62%に）激増し、自家用織機、約100台の他に、ダマスト織物専用織機（Zugstuhl）が782台あった（単純に織機台数として比較すると、9倍近くに増加）。そして、同村は、高級麻織物であるダマスト織物工業の中心地となっていた⁽⁴⁵⁾。当村におけるダマスト織物工業の担い手は、間借人よりも激増した小屋所有者にあったであろう。

それに対して、麻織物工業の主要な担い手は第9表のオーバー・オーダーヴィツ村では明白である。当村では1739年に小屋所有者は、間借人を加えた〈4者合計〉の中で5割を占め、織機の76%を所有していた⁽⁴⁶⁾。したがって、麻織物工業の中心は、〈4者合計〉の31%の間借人（織機台数の17%を所有）ではなく、小屋所有者であった。

第10表Ⅱのハイネヴァルデ村（ツィタウ郡）の織布工（表中の織布工数は内数）は、1653年には僅か6人に過ぎなかったけれども、1707年には1653年の9倍近く、52人に激増していた。織布工の階層別内訳は農民と園地農がそれぞれ1人、小屋所有者が16人、間借人が34人（雇職人26人を含む。内訳は家族持ち間借人が織布工8人と雇職人3人で、独身間借人23人が雇職人）であった。他の職種として（雇職人を含む）、大工3人（園地農2人と小屋所有者1人）、馬毛織布工（Haarbodenmacher）2人（園地農と小屋所有者それぞれ1人）がおり、以下は全て小屋所有者で、肉屋3人、左官と鍛冶屋それぞれ2人、外科医、鍛冶屋、麻屑商人、池掘人、楽人と靴屋それぞれ1人、日雇24人と無職11人がいた。1750年には織布工は、ダマスト織布工を含めて、1707年の1.2倍、63人に増加していた。階層別には麻織布工が農民2人、園地農7人と小屋所有者45人で、ダマスト織布工が園地農2人と小屋所有者7人であった。他に、麻織物商人1人（園地農）、馬毛織布工5人、紡糸工3人と糸収集人2人（以上は全て小屋所有者）がいた⁽⁴⁷⁾。この村の1707年の織布工52人（雇職人を含む）は、人数だけから見れば、主として間借人（65%）であり、小屋所有者（31%）ではなかった。しかし、雇職人でない、独立した織布工26人は、主として小屋所有者（62%）であった。1750年になると、麻織布工とダマスト織布工の合計、63人の中で小屋所有者が52人（83%）と、圧倒的多数であった。しかし、この織布工数は、1707年に織布工数の65%を占めた間借人織布工を含まない人数であるから、間借人織布工数が、彼らが主として雇職人であるとしても、明らかになれば、織布工数は一層多くなるであろう。いずれにせよ、1707年のハイネヴァルデ村では、独立の織布工は主として小屋所有者であった。これは1739年の上記オーバー・オーダーヴィツ村と相似的であった。

ハイネヴァルデ村の近くのシュピツ・クナースドルフ村（Spitzkunnernsdorf, ツィタウ郡）には1707年に、雇職人を含めて、織布工23人（小屋所有者11人と間借人12人）、調剤師4人（小屋所有者3人と間借人1人）、

大工４人（小屋所有者と間借人それぞれ２人）、左官２人（間借人）、肉屋、楽人と山番それぞれ１人（以上は小屋所有者）、仕立屋と墓堀人それぞれ１人（以上は間借人）、日雇３４人（小屋所有者２４人と間借人１０人）と無職８人（小屋所有者と間借人それぞれ４人）がいた。なお、これらの間借人は家族持ち間借人であった⁽⁴⁸⁾。以上合計は、無職を含めて、８０人となり、ここでも１７０７年のハイネヴァルデ村と同じように社会的分業が相当程度展開していた。なお、この村には１７７７年に農民２１人、園地農２４人と小屋所有者９１人がいた⁽⁴⁹⁾。世帯総数は１３６となる。

もちろん、このような、織物工業を中心とした農村工業の発展は、本稿第３節（１）で言及した、１５３４年のプラハ条約に違反していた。同条約の「手工業者」の項は、「六大都市」の１マイル内での農村手工業者の居住を禁止した。例外として鍛冶屋、麻織物工と貴族領主のための仕立屋、さらに、「古来から」居住してきた手工業者は、[製品の]取引を除いて、許され、１マイル外の農村では各種手工業者の居住が、「従来どおり・・・将来も」、許された⁽⁵⁰⁾。この発布時期は、法令の規制内容が同一ではないとしても、本領地域に関する１４８２年の領邦令⁽⁵¹⁾よりも半世紀遅い。OL伯領で農村工業、特に麻織物工業は緩慢に発展していたが、１５４７年に転機が生じた。同年に「六大都市」はシュマルカルデン戦争に対する消極的対応のために、バーメン国王から上級裁判権などの諸特権を奪われ、この「六大都市処罰事件」の一環として「六大都市」のツンフトが解散させられたのである。そのために、それ以後、麻織物工業は農村に拡張し、その後に「六大都市」が諸特権を回復し（上級裁判権を見ると、全ての土地貴族が上級裁判権を賦与された１５６２年（上記）に、「六大都市」も、かつて把持していた上級裁判権を回復）、ツンフトが再結成された後でも、農村麻織物工業の発展は最早阻止されえなかった。この発展を促進したのは、ツィタウ市参事会が自らの所領村落、RHツィタウに麻織布工の定住を許可したことであった。この許可の時期は、同市が何度も大火に襲われたために、ツィタウ市立文書館の文書では確認できない。１６２７年にもツィタウ市のツンフト織布工は、市参事会の下役（警察官吏——[C.A.] ペシェク）を伴って、周辺の村落を巡回し、農村織布工の織機を破壊し、原料を押収した⁽⁵²⁾。したがって、この１６２７年には市参事会はまだ認可していなかったわけである。[J.G.] コルシェルトは認可の時期を三十年戦争終結後とする。すなわち、ツィタウ市では同戦争後、ツンフト織布工が減少し、ニュルンベルク商人の注文量を生産できなかったのも、また、貴族領主たちはその領民に織布を許可していたので、ツィタウ市参事会は、年１ターラー（Tと略記）の織機賃租の支払を条件として、RHツィタウの領民にも織布を許可した⁽⁵³⁾。と、しかし、この戦争終結後許可説は遅すぎる。アイバウ（Eibau）、エーバースバハ（本稿第１１表参照）とフリーダースドルフ（Friedersdorf、オーバー・フリーダースドルフであろう）の３村（全てレーバウ郡で、１７世紀以後はRHツィタウの一部）は、織機賃租の支払を拒んだけれども、戦争終結前の１６４６年に裁判で支払を命じられたからである⁽⁵⁴⁾。したがって、ペシェクの１６３８年許可説が妥当であろう⁽⁵⁵⁾。

ブラシュケによれば、１６世紀末から１８世紀末までにツィタウ郡とレーバウ郡では人口が驚異的に増加した。両郡内部での増加ばかりでなく、ザクセン内外からの流入もそれに寄与した。１６２０年代以後、特に三十年戦争以後、カトリックへの改宗を強制されるバーメンから、ルター派亡命者が流入した⁽⁵⁶⁾。こうして、オーバー・ラウジツ南部には１７－１８世紀に、麻織物工業に関連する「工業地域」、「工場村落」が形成された⁽⁵⁷⁾。クノーテによれば、１６世紀末以後、地力の劣った南部高地の農村では、特に小屋所有者が増加した。ツィタウ市参事会などの領主は、領主農場を細分化し、あるいは、小屋建設用地を創設して、小屋所有者の定住を促進した。そのために、かつて１０－２０人のフーフエ農のみがいた農民村落が、６－７千人の住民を持つ工業集落に変貌した。小屋所有者は主として麻織物工業に従事し、領主に織機賃租（大抵は１T）を支払った。そのために、時期を明示しない、やや誇張した表現であるが、「殆ど家で、否、各部屋で、織機が音を立てている」、という状況が生み出された。１７－１８世紀には、殆ど小屋所有者のみ

を持つ、全く新しい織布工村落も建設された⁽⁵⁸⁾。クンツェも、17世紀末以後に農民村落から織布工村落が形成された、と結論している⁽⁵⁹⁾。

第4節 ツィタウ市の財政収入と市参事会所領

ここで、オーバー・ラウジツ麻織物工業の中心地、ツィタウ市の財政収入を、RHツィタウ領民の対物的および人身的諸負担とその償却に注目しつつ、H. ペトリクの著書とツィタウ市立文書館からの回答、および、ゲルリツ郡文書館のT. フレーデ氏の教示、に基づいて、一瞥しよう。RHツィタウの村落数は18世紀後半（本稿第3表）と19世紀初めに約30で、ラウジツ10巨大所領の村落合計の1割に達せず、ラウジツの村落総数の約4%に過ぎないけれども、その人口は10巨大所領の合計人口の25%に近く、ラウジツ総人口の約17%を占めていた⁽¹⁾。このようにRHツィタウは18世紀には人口稠密であった。

まず、ツィタウ市参事会は、クノーテによれば、三十年戦争中にRHツィタウのグロース・シェーナウ村（本稿第8表参照）など4村の園地農、小屋所有者と間借人を、飛脚として無償で使役していた。戦争後に市参事会はこの飛脚賦役を定額の飛脚代納金（Botengeld）に転換しようとしたが、村々はこれを改新として拒否した。市参事会は裁判で1662年にこの転換を正当化して、これらの村々は、「慣習上、この地方に通例の、完全な賦役、したがって、飛脚、の義務がある」と主張した。1651年の隸民令（既述）に従って所領領民を世襲隸民と見なす、市参事会のこの主張は裁判で承認されたはずで、飛脚代納金は1825年にも存続しており、その額は同年にグロース・シェーナウ村だけで約105Tに上った⁽²⁾（後述参照）。

次に、ツィタウ市参事会は同じく三十年戦争中に、既述のように、織機賃租の支払を条件として、RHツィタウの農村住民に麻織物生産を許可した⁽³⁾。ペトリクによれば（時期を明示せず、やや誇張した記述であるが）、同所領では麻織物生産が「殆ど全ての農村住民」によって営まれていたために、織機賃租は「殆ど全ての農村住民」に賦課されていた。1730年に約5,000台の織機からの織機賃租は5,809Tであり、これは市想定収入、32,725Tの18%を占めていた⁽⁴⁾。この織機賃租は織機1台当たり平均して1.16Tとなるが、この金額は、既述の1T（コルシェルト、クノーテと馬場）、後述①および②と比較すると、やや高かった。

織機賃租は、市立文書館所蔵文書では以下の3事例についてのみ判明する。①1765年にザイフ・ヘナースドルフ村（Seifhennersdorf）では織布工68人が織機85台を所有しており、織機賃租は計42Tであった（織機1台あたり約0.49T、織布工1人あたり約0.62Tとなる）。②1766年にグロース・シェーナウ村にはダマスト織機が603台あり、1台から年1Tの織機賃租が1795年まで支払われ、それ以後は年に350Tの村合計額が支払われるべきであった⁽⁵⁾（1台あたり、1766年まで1T、それ以後は、織機台数が同じとすれば、約0.58Tとなる）。③1806年にエーバースバハ村（本稿第11表参照）の織布工148人からの織機賃租は計100Tであった（1人あたり約0.68Tとなる。この金額は上記①のそれよりもやや高かった）。

1791/92年のツィタウ市会計記録（完全に残る、最古のもので、グロッシェン〔Gと略記〕以下は切り捨て）に基づく第21表によれば、実質収入総額は65,970Tであって、その第1位収入科目の中では、塩専売収入10,185T、葡萄酒収入8,204T、が重要で、第2位科目の中心は、水車6,201T、および、2分農場、ドラウゼンドルフ（Drausendorf）とテュールヒャウ（Türchau）2,450T、であった（「土地」が極めて広義である）。第3位科目は、世襲賃租、織機賃租、飛脚代納金などを一括した、「農村からの収入」（Dorfeinnahme）であって、それを負担した、主要な村、ないし、本稿で言及した、いくつかの村は表示されている。そして、上位3科目合計は収入総額の68%を占めていた。

第21表 ツィタウ市の科目別収入（1791/92年と1825年）

時期	1791/92年	1825年
収入総額	65,970 T	59,573 T
第1位	直接管理下の「土地」からの収入, 22,905 T (収入総額の35%)	直接管理下の「土地」からの収入, 22,296 T (収入総額の37%)
第2位	賃貸「地」からの収入, 10,954 T (同17%)	「農村からの収入」, 14,859 T (同25%)
第3位	「農村からの収入」, 10,846 T (同16%)	裁判手数料, 7,476 T (同13%)

収入科目「農村からの収入」の村別順位

第1位	エーバースバハ村+オーバー・フリーダースドルフ村 2,461 T (同3.7%)	エーバースバハ村+オーバー・フリーダースドルフ村 3,150 T (同5.3%)
第2位	アイバウ村2,236 T (同3.4%)	アイバウ村2,743 T (同4.6%)
第3位	グロース・シェーナウ村1,306 T (同2.0%)	
番外	ザイフ・ヘナースドルフ村783 T (同1.2%)	ザイフ・ヘナースドルフ村1,051 T (同1.8%) グロース・シェーナウ村763 T (同1.3%)

1825年になると、実質収入総額は1791/92年の9割に減少した。1791/92年とほぼ同額であり、収入総額に占める比率もほぼ同じであった第1位科目（名称は変更されたが、便宜上、そのままとする）の中では、塩専売収入、13,543 T（1.3倍に増加）、が重要であった。科目、「農村からの収入」は、金額で1.4倍近くに増加し、比率が9%も上昇して、第2位に浮上した。その中の順位第1位と第2位の村は1791/92年と同じであった。第3位収入科目は裁判手数料であった。そして、上位3科目合計は収入総額の75%を占めていた。この1825年については、飛脚代納金の合計額（788 Tで、「農村からの収入」の5%）と村別金額が明らかになる。グロース・シェーナウ村のそれは、クノーテが挙げた金額と同じ105 Tで、他の3村は少額であった⁽⁶⁾。なお、①飛脚代納金は、1662年の上記裁判に参加した4村ばかりでなく、世襲賃租と同じように、全ての所領農村の土地に賦課されていた⁽⁷⁾。②1825年の「農村からの収入」が1791/92年のそれに対して、全体としては大幅に増加した中で、グロース・シェーナウ村のそれが6割以下に減少したのは、同村のダマスト織物工業の衰退によるであろう⁽⁸⁾。

ところで、ツィタウ市は古くから広大な土地、騎士領と領地、を所有していた。これらの土地は1547年の上記「六大都市処罰事件」の際に、国王によって没収されたけれども、程なくして同市はそれらを再び獲得し、市所有地をさらに拡大した⁽⁹⁾。これらの土地のうち、自己経営される部分は、したがって、それから生じる収益は、殆どなかった。それに対して、土地の領主権から生じる諸収益が、市財政にとって、長年に亘って決定的に重要であった⁽¹⁰⁾。

RHツィタウ所属村落の賦役台帳（1794年）によれば、農民の畜賦役は各種木材、魚類などの運搬、道路建設と分農場のための運搬などであり、園地農と小屋所有者は、市内外に市が所有する建物、分農場、採草地、池、市有林などで、手賦役を果たすべきであった。1833年のツィタウ市財産目録には、毎年給付されるべき畜賦役と手賦役が貨幣に換算されて、記載されている。それをまとめたものが第22表である⁽¹¹⁾。同表によれば、評価額で、確定賦役が97%、不確定賦役が3%となり、また、畜賦役が約2,700 T [67%]、手賦役が約1,300 T [32%]となる。なお、①各種木材運搬賦役と手賦役は、少なくとも、その相当部分は、広大な市有林（1830年に約4,300ヘクタール）と関連があったであろう。この市有林は1800-35年に年間2,900 T以上の収入（収入総額の6%）をもたらしていた。市有林からの純益は1870年には収入総額の21%（最高比率）に達した（詳細省略）。領民賦役の償却（後述）に伴って、市有林関係の出費（立木伐採と木材運搬のための賃金）が増加した⁽¹²⁾。②本稿第4表によれば1777年にRHツィタウの農民は426人、園地農

は569人、小屋所有者は2,686人であった。半世紀の時間差を無視すると（この期間に、農民はいくらか減少し、園地農と小屋所有者は相当に増加したであろう）、平均して農民1人当たり確定畜賦役（計3,469日）は8.14日となり、畜賦役の評価額（計2,714T）は6.4T（確定手賦役〔後述〕の16倍）となる。また、確定手賦役が園地農と小屋所有者のみに賦課されたとすれば、1人当たり手賦役は4.82日となり、その評価額は0.4Tとなる。この賦役日数は、ラウジツでしばしば見られた「毎日の賦役」と比較すれば、軽微であった。しかも、大部分は確定賦役であり、不確定賦役の比率の低さも特徴的であった。ただし、ここで算出された、農民1人当たり確定畜賦役8.14日は、上記賦役台帳（1794年）に基づいてクノータが主張する農民賦役1－6日（後述）よりもやや重い。

第22表 RHツィタウ領民の賦役とその評価額（1833年）

(1) 確定賦役 (i) 畜賦役 1 頭立ての〔馬車による〕木材運搬1,557〔日〕, 各20Gで計1,297T〔32%〕 2 頭立てのゴミ運搬, 1,228〔日〕, 各12Gで計614T〔15%〕 1 頭立ての順番制建築材運搬397〔日〕, 各1Tで計397T〔10%〕 4 頭立ての水道管用松材運搬202〔日〕, 各1Tで計202T〔5%〕	(その他とも畜賦役計〔3,469日〕2,595T〔65%〕) (ii) 手賦役15,678〔日〕, 各2Gで計1,306T〔32%〕 (確定賦役計3,901T〔97%〕) (2) 不確定〔畜〕賦役 (i) 仲仕付きの、魚類などの運搬, 計約69T (ii) 各種運搬, 各12Gで計約50T (不確定賦役計, 約119T〔3%〕) (3) 賦役合計4,021T〔100%〕
---	---

1835年に、ツィタウ市の人口は8,500人、所領農村の人口は46,340人⁽¹³⁾で、市収入総額は53,957Tであった。その中で、「農村における〔ツィタウ〕市の有用な諸権限からの収入」は24,764Tであり、収入総額の46%を占めていた。それに対して、市内の「有用な諸権限」からの収入は、市不動産税（Schoß）、耕地賃租、採草地賃租、世襲賃租などで、1,665T（同3%、第23表（Ⅱ）（i）と同額）に過ぎなかった⁽¹⁴⁾。ただし、①「農村における…有用な諸権限からの収入」が第23表（Ⅱ）（ii）を意味するとすれば、その金額は25,265Tで、比率は収入総額の47%であった。②ペトリク著書の補遺、第1表（後出本稿第24表）においては、収入総額が53,960T（上記と同じ）で、「農村〔からの収入〕」が16,370T（収入総額の30%、第24表（1））、そして、「〔農村における有用な諸権限からの、〕その他〔の収入〕」が9,700T（原文同20%、正しくは18%、第24表（2））であり、両者の合計は26,070T、同48%となる。

第23表は市所有不動産と諸権限からの1835年の科目別収入である。同表の2分農場は、第21表の1791/92年と同じドラウゼンドルフとテュールヒャウ⁽¹⁵⁾であり、「市の有用な諸権限」からの収入は、「確定定額による収入、および、世襲封地と荘園領主権からの収入」であって、〔 〕は、収入総額に占める比率を示す。「農村から（『有用な諸権限』に基づいて）徴収される、その他の全ての収益、16,365T」（第23表の（Ⅱ）（ii）（3））は、「古くから」市財政にとって決定的に重要で、1835年に収入総額の30%を占めていた。①その中の最大科目（同8%）が（3）（a）織機賃租であった⁽¹⁶⁾。②織機賃租に次ぐ科目が（3）（b）賦役代納金などであった。したがって、賦役の相当部分が既に金納化されていた。③RHツィタウではラス用益地の貸借期間は長期であった（後述）ばかりではない。（3）（d）の中の耕地賃租と採草地賃租（Zins）の額は不明であるけれども、それがゼロであり、（d）の全てがラス用益地賃租⁽¹⁷⁾（Laßzins）であったとしても、その額よりも（3）（c）世襲賃租の合計額は遥かに大きかった。したがって、RHツィタウでは、世襲保有権に基づく保有地が、当時はラス用益地よりも優位を占めていたであろう。

1832年にザクセン償却法が公布された後、市参事は、同法に基づく償却が、市財政に不利益であるために、償却に極めて消極的であった。しかし、償却は比較的急速に進行し、1880年には殆ど完了した（同

第23表 市所有不動産と諸権限からの科目別収入（ツィタウ市，1835年）

(I) 市所有不動産から: (i) 市内から: 1,590 T [3%] (ii) 農村から: (1) 2分農場2,720 T [5%] (2) 市有林 木材2,000 T [4%] 採石場600 T [1%] (3) 池 魚類300 T [1%] 乾草・敷藁1,910 T [4%] (4) 耕地と採草地280 T [1%] (その他とも (ii) 計7,850 T [15%]) (I) 計9,440 T [17%]	(II) 市の有用な諸権限から: (i) 市内から: 市不動産税, 耕地賃租, 採草地賃租, 世襲賃租など 計1,665 T [3%] (ii) 農村から: (1) 水車の水流賃租と穀物賃租3,900 T [7%] (2) 保有移転賃租5,000 T [9%] (3) 農村から徴収される, その他の全ての収益 16,365 T [30%] (以上 (ii) 計25,265 T [47%]) (II) 計26,930 T [50%] (III) 合計36,370 T [67%]
--	---

(II) (ii) (3) 農村から徴収される, その他の全ての収益16,365 T [30%] の内訳

(a) 織機賃租約4,580 T [8%] (b) 賦役代納金と貢租代納金約4,300 T [8%] (c) 世襲賃租3,205 T [6%]	(d) ラス用益地賃租, 耕地賃租と採草地賃租2,470 T [5%] (e) [織機賃租] 以外の営業賃租1,550 T [3%] (f) 認可料260 T [0%]
---	--

法によれば, 一方の当事者が全国償却委員会に提議すると, 償却協議が正式に開始されたから, 領民側が償却を提議したであろうし, 償却協定は, 地代銀行が償却地代の受託を停止した1860年までに, 締結されなくては(はずである)。その結果として, かつては大きかった, あの「農村からの収入」は, 市収入総額が増加する中で, 殆ど消滅していった⁽¹⁸⁾。

本稿の観点からペトリク補遺, 第1表を抜粋した第24表(1870年まではT, 75年以後はマルク=M, 1T=3M。収入総額に占める各科目の比率, [] は四捨五入値)で, 市の収入に反映した限り, 償却の実施過程をやや詳しく見よう。科目, 「農村からの収入」の名称は1842年に「騎士領と農村の土地からの収入」に, 1868年に「農村の非建築地(ungebauter Grundbesitz)からの収入」に変更され, 95年からこの収入科目は, 「分農場からの地代」と統合され, 「非建築地からの地代」となった⁽¹⁹⁾けれども, 本稿は名称変更後も便宜上, 「農村からの収入」の名称を用いる。それは, 「農村[からの収入]」と略記した第24表では, (1)のように推移した。なお, ①表中の比率は, 原表を修正した数値である。②市税として1845年に初めて「都市基金」(Stadtanlagen)が記録され, 収入総額の2%を占めた。1868年からは営業税(Abgaben)も付け加わった。各種市税合計の比率は1885年に11%となり, 1913年には25%に達した(その大部分は「都市基金」であった⁽²⁰⁾)。

1835年から47年までの償却一時金は1848年に299,156 T [100%]であり, 市はその中の286,103 T [96%]を3.5%利付き地代銀行証券として, また, 合計, 13,052 T [4%]を端数として各義務者から現金で, 受け取った。償却されたのは, (1)分農場あるいは騎士領のための, また, 市のための, 運搬と賦役, (2)農村, 水車などからの穀物賃租, (3)間借人の賦役, および, 世襲隷民制から発生した, その他の賦役と貢租, であった。さらに, 市は, 「租税補償金」と「国債調整金」として1848年までに約72,000 T [上記償却一時金の24%]を国庫から受領した。広義の償却による市の収入は1848年までに以上の合計371,150 Tであった⁽²¹⁾。なお, 47年までに償却された賦役と貢租の一部は, 世襲隷民制に基づいていたから, RHツィタウにおいても世襲隷民制は成立していた。それは, 飛脚賦役と飛脚代納金に関するツィタウ市参事会の見解(既述)にも表現されていた。

1845年から50年までに「農村[からの収入]」は第24表(1)において3,885 Tだけ減少したが, これは, 古くからこの科目に計上されてきた織機賃租の廃止に起因した。市参事会は, 既に1830年に農村で暴動が

第24表 ツィタウ市の科目別収入（1835－95年）

科目	1835年	1840年	1845年	1850年	1855年	1860年
(1) 農村 ⁽¹⁾	16,370 [30%]	18,900 [33%]	20,170 [29%]	16,280 [18%]	14,370 [14%]	5,560 [5%]
(2) その他 ⁽²⁾	9,700 [18%]	8,700 [15%]	9,000 [13%]	3,600 [6%]	2,310 [2%]	1,400 [1%]
(3) 地代 ⁽³⁾	4,910 [9%]	5,120 [9%]	6,600 [10%]	7,190 [9%]	9,260 [9%]	9,290 [8%]
(4) 以上計 ⁽⁴⁾	30,980 [57%]	32,720 [58%]	35,770 [52%]	27,070 [33%]	25,940 [26%]	16,250 [14%]
(5) 資本 ⁽⁵⁾	2,400 [4%]	3,550 [6.4%]	13,120 [19%]	11,800 [14%]	13,460 [14%]	13,430 [12%]
(6) 収入総額	53,960 [100%]	56,420 [100%]	68,770 [100%]	83,160 [100%]	99,610 [100%]	113,690 [100%]

科目	1865年	1870年	1875年	1880年	1885年	1890年	1895年
(1)	3,470 [3%]	6,690 [4%]	20,400 [3%]	15,280 [2%]	14,490 [2%]	10,590 [1%]	
(2)							
(3)	13,540 [10%]	12,340 [8%]	43,310 [7%]	56,670 [8%]	51,300 [6%]	50,720 [6%]	54,900 [5%]
(4)	17,010 [13%]	19,030 [12%]	63,710 [10%]	71,950 [10%]	65,790 [8%]	61,310 [6%]	54,900 [5%]
(5)	19,680 [14%]	33,640 [21%]	71,080 [11%]	71,450 [10%]	51,300 [7%]	38,830 [4%]	28,990 [3%]
(6)	136,550 [100%]	163,480 [100%]	633,300 [100%]	755,940 [100%]	812,520 [100%]	921,910 [100%]	1,062,830 [100%]

(注1)「農村からの収入」(名称変更あり)。(注2)農村における有用な諸権限からの、その他の収入。(注3)分農場からの地代(名称変更あり)。(注4)非建築地からの収入合計(領主権に基づく収入を含む)。(注5)資本財産からの収入。

発生した(ザクセン九月騒乱)ので、この賃租を軽減していたが、1848年には、騒擾(三月革命)のために、これを全廃したのである⁽²²⁾。なお、農村から受け取る市想定収入は、かつては織機賃租を含んでいたが、それは1835年の17,668 T(収入総額の33%)から1848年には(4,601 Tだけ減少して)、約13,067 Tとなった⁽²³⁾。したがって、織機賃租の総額は、1730年にペトリクによれば5,809 T(上記)であったが、1830年の軽減後の35年に4,580 T(収入総額の8%, 第23表)であり、1848年の廃止直前に3,885 T(「農村[からの収入]」の減少額、第24表)あるいは4,601 T(市想定収入の減少額)であった。

かつては主として領主権に基づいていた、「農村[からの収入]」の性格は、1855年以後、変化した。領主権に基づく土地授受関係と賃租に替わって、農村住民への土地賃貸関係が拡大し、それに伴って、借地制に基づく地代が増加したためである。1870年における「農村[からの収入]」の増加はそれに起因した。しかし、この科目の収入も、その後の土地売却によって減少していき、遂に1895年にこの科目は廃止された⁽²⁴⁾。

償却開始以前から収入科目として地代の科目があった。それは、市近郊の耕地、採草地と草地からの地代、および、2分農場、ドラウゼンドルフとテュールヒャウからの地代、のための科目(第21表における1791/92年の賃貸「地」からの収入と第24表(3)における[分農場、後には非建築地からの]地代)であった⁽²⁵⁾。

償却の不利な結果(従来無償であった労働[市有林での立木伐採と木材運搬などであろう])に対する賃金の支払が財政的に見え始めると、市参事会は収入増加策を講じた。アイバウ村など、多くの村の領民から世襲賃租と並んで、徴収してきた、耕地と採草地のラス用益地賃租あるいは耕地賃租と採草地賃租(Geld)を市は1836年に引き上げようとしたのである。殆ど全ての領民は憤激した。この引上げは領民の貨幣負担を増加させるとともに、市参事会の違法な措置と考えられたからである。なぜなら、ツィタウ市の「荘園領主権」に属する領民は、ラス用益耕地と採草地の長年の利用によって、この土地に対する世襲性を獲得しており、年々支払う賃租は借地賃租(Pachtzins)ではなく、世襲賃租である、と考えていたからである。しかし、市参事会の対応は強硬で、領民の抗議は成果がなく、数年後には領民の大部分は、ラ

ス用益耕地と採草地の世襲化に対して、市参事会が要求した購入価格を支払い、さらに、年々の世襲賃租も納付した。そのために、新旧の世襲賃租、耕地地代と採草地地代（Geld）は徐々に増加し（1848年に6,125 T）、反対に、ラス用益地賃租（第23表によれば1835年に2,470 Tの一部）は、それが耕地地代と採草地地代に転化されたために、1848年には235 Tへ、甚だしく減少した⁽²⁶⁾。

1851年の償却法補充法によって、全ての隷民制と従属制が、そして、農場領主的・保護領主的結合から生じる、人身的諸貢租と諸給付が、廃止された。数世紀来、市に豊かな収入をもたらしてきた、「[[農村における『有益な諸権限』からの、] その他 [の収入]」が、最終的に消滅した⁽²⁷⁾。農村における諸権限の一部として、1835年に3,900 Tであった「水車の水流賃租と穀物賃租」（第23表）も、上記法によって消滅した⁽²⁸⁾。第24表（2）の収入科目は、1835年（収入総額の20%、正しくは18%）から15%（1840年）、13%（45年）と漸減して、65年にゼロとなった。

非建築地からの収入合計（領主権に基づくものを含む）は1835年の30,840 T（補遺、第1表と本稿第24表（4）、「以上計」では30,980 T）から70年には19,030 Tに減少し、収入総額に占める比率は60%（正しくは57%）から12%に低下した。上記科目の絶対額の減少が比較的小さいのは、市近郊の地価の上昇に伴って、それからの地代収入が増加したからである。その後、土地がさらに農村住民に売却されていったために、この収入科目は絶対的にも相対的にも縮小した。それは1913年には41,890 Mで、収入総額の2%を占めただけである⁽²⁹⁾。

ところで、土地売却に伴う売掛金のために特別収入科目が既に1807年に設けられ、その残高は1812年に107,426 Tに上った。1832年償却法に従って農村住民から支払われた償却地代は、当初は「農村からの収入」に計上され、この科目の残高を増加させたが、1839年から、直接に支払われる償却地代に替わって、市が地代銀行証券を受け取るようになると、これは上記の収入科目に計上されるようになった⁽³⁰⁾。

償却の進行および地代銀行証券の受領とともに、資本財産からの収入（Kapitalvermögenserträge）と改称された、この科目の残高は増加し、1839年には107,426 Tとなった（これは1807-36年の合計額であった、とも記されている）。市は地代銀行証券を売却して、ツィタウ＝レーバウ鉄道に投資した。投資額は1845-50年に212,500 Tに上った（48年に開通した、この路線は間もなくドレースデン＝ゲルリツ路線に、そして、ドイツの鉄道幹線網に接続した⁽³¹⁾）。しかし、上記鉄道会社への投資は市の財政にとって有益ではなかった。株式配当金が出なかったからである。鉄道株購入によってゼロとなった地代銀行証券所有額は、1851年償却法補充法に基づく償却によって再び拡大し、他の有価証券、主として国債、の購入に充当された。その後の地代銀行証券の売却と償還によって、その所有額は1908年の1,500 Mまで減少し、そして、ゼロとなった⁽³²⁾。資本財産（土地売掛金・抵当権などを含む）所有額とその構成、および、それからの収入が市収入総額に占める比率は、第25表（原表からの抜粋）に示される⁽³³⁾。なお、①地代銀行証券所有額がゼロの1835年、39年と1913年は、第25表で省略されている。②対収入総額比率は予算書の数値であり、表中の地代銀行の下の方の「☐」は、資本財産所有合計額に占める地代銀行証券所有額の比率（筆者の計算）である。

1833年から70年代までの資本財産利子の増加は当初は、対収入総額比率の上昇を伴っていた。しかし、同比率は、1865-80年に（90年までの利子と上記比率は原表に示されていない）ほぼ同じ水準で続いた後、収入総額が激増したために、低下した。この動きは1880年以後、地代銀行証券が償還されるにつれて、さらに加速化された。「有用な諸権限」（これが狭義のそれを意味するとすれば、「農村からの収入」も追加されるべきであろう）の償却によって発生した、資本財産からの収入は、再び減少し、第一次大戦前には総収入の1ないし2%を占めるに過ぎなくなった⁽³⁴⁾。ただし、1845年と65年を除く年度には、地代銀行証券よりも土地売掛金、抵当権などの金額（第25表の「売掛金」）が大きいので、ペトリクのように、資

本財産からの収入を地代銀行証券からの収入のみと直結させることできない、と考えられる。

第25表 ツィタウ市所有資本財産の構成 1833-1910年

科目	1833年	1842年	1845年	1850年	1855年	1860年	1865年	1890年	1895年	1900年	1908年	1910年
売掛金 ⁽¹⁾	44,000	112,917	96,240	148,000	228,303	133,417	90,960	251,723	170,242	235,479	178,127	228,055
地代銀行 ⁽²⁾		102,645	198,766		35,900	49,112	93,850	193,650	121,500	111,300	1,500	
[比率]		[46]	[54]	[0]	[6]	[10]	[18]	[33]	[24]	[19]	[0]	
国債				70,000	66,700	109,200	63,800					
鉄道株 ⁽³⁾			9,000	212,500	212,500	142,500	142,500			75	75	75
資本合計 ⁽⁴⁾	44,000	223,962	371,444	504,800	557,111	485,179	516,261	584,573	515,399	599,748	415,625	469,698
同上利子		8,074	13,123	11,797	13,461	13,434	19,684	38,829	28,960	28,962	25,608	25,468
比率 ⁽⁵⁾			19	14	14	12	14	4	3	2	2	1

(注1) 土地売掛金、抵当権など。(注2) 地代銀行証券。(注3) ツィタウ＝レーバウ鉄道株。(注4) 資本財産合計額(売掛金などを含む)。(注5) 資本財産利子の対収入総額比(四捨五入値)。

1845年から55年までの地代銀行証券所有額の激減は、市が同証券を売却して、上記鉄道株を購入したためである。(地代銀行による償却地代の受託が59年に終了したので、市が受け取る同証券が増加するはずがない時期) 1860年から65年までの同証券所有額の増加(1.9倍)は、恐らく市場での同証券買増しの結果であり、1865年から90年までの同保有額の減少は同証券の償還あるいは売却によるであろう。

ほぼ1840年から80年まで資本財産からの収入は、領主権に基づく収入の減少を補填した。「なお残っていた地代銀行証券の償還とともに、そして、それと結び付いた、資本財産利子の急速な減少とともに、ツィタウ市の財政と決定的に結び付いていた、償却の時代が終わった⁽³⁵⁾」。

「オーバー・ラウジツで、否、ザクセン王国で、最も豊かな都市」と評されたツィタウ市の財政は、上記のように、19世紀の40年代までは、市が所領農村に所有する、広大な土地に基づいていた。この状態は70年代末までは、償却が実施されたにも拘わらず、続いた。償却された、「農村からの収入」[と諸権限からの収入]に替わる、資本財産からの収入(地代銀行証券利子)が、市有林からの増大する現金収入とともに、80年代まで収入の主要部分をなしたからである⁽³⁶⁾。以後は市税の比率が高まった。

ここで、RHツィタウ領民の農場領主制の諸負担とその消滅過程を取りまとめておきたい。ペトリクは、第1に、「有用な諸権限」に基づく、1835年の収入として、市内からの1,665T(市収入総額の3%)と農村からの24,764T(同46%。これは、既に記したように、第23表(Ⅱ)(ii)計25,265T,47%と考えられる)を対比している(S.10)。しかし、後者は、農村からの収入であるとしても、「水車の水流貢租と穀物賃租」を含んでいるから、領民のみの負担ではなかった。また、この対比は1時点のみのものである。第2に、ペトリクは、「諸権限と非建築地からの収入」が1835年の30,840T(収入総額の60%。これは第24表(4)30,980T,57%と考えられる)から、1870年には19,030T(同12%)に減少した、とも記している(S.47)。これらの数値は、第24表(4)の数値とすると、「水車の水流貢租と穀物賃租」(上記)ばかりでなく、同表(3)、分農場、後には、非建築地、からの地代をも含んでいるから、領民の諸負担を考察する場合には、適切ではない。

この問題を、先ず、1835年に関する第23表⁽³⁷⁾で検討しよう。同表において、(Ⅱ)(ii)の中から、(1)、「水車の水流賃租と穀物賃租」を除いた、(3)、「農村から徴収される、その他の全ての収益」、16,365T[収入総額の30%]と(2)、保有移転賃租、5,000T[同9%]の合計額が、所領領民の負担であった。それに、(Ⅰ)(ii)(4)の農村の「耕地と採草地」からの収入、280T(同1%)が付け加わった。したがって、

市収入総額の40%を所領領民が負担していたことになる。それに対して、同表によれば、(Ⅰ)(i)市内の市所有不動産からの収入が収入総額の3%、そして、(Ⅱ)(i)市内における「有用な諸権限」からの収入が3%であり、したがって、市民の直接的負担は、合計しても、僅か6%であった。不動産と諸権限からの収入の合計、同表の(Ⅲ)がツィタウ市収入総額の67%を占めている状況で、所領領民40%対市民6%という負担の格差が特徴的であった。

次に、第24表で見ると、1835年の(1)、「農村[からの収入]」、16,365Tは第23表(Ⅱ)(ii)(3)、「農村から徴収される、その他の全ての収益」と同額であるから、両者は同一であろう。また、後者の全額が領民の負担であるから、同年以後の第24表(1)もそうであろう。第24表の(2)、「[農村における有用な諸権限からの、]その他[の収入]」は、第23表(Ⅱ)(ii)(3)、「農村から徴収される、その他の全ての収益」と表現が紛らわしいけれども、上記のように、後者、第23表(Ⅱ)(ii)(3)は第24表(1)と考えられる。第24表(1)の収入は45年まで増加した後、減少し、特に60年には、55年の4割以下に、激減した。収入額は70年には反転したけれども、それは、領主制に基づく賃租などの増加ではなく、借地地代の増加に起因した。しかも、その地代も75年以後、農村住民への土地売却の進展によって減少した。比率で見ると、それは40年まで上昇し、収入額よりも早く40年以後、低下して、1855年に15%以下、60年には5%以下となった。したがって、第24表(1)の領民諸負担は償却によって60年にはほぼ消滅した、と言えよう。なお、(1)の収入額は、上記のように、1845年まで増加したが、そのうち39年までの増加は、受領した償却地代がこの科目に計上されたためである。しかし、39年から45年までの増加の原因は不明である。それらの収入の基礎となる諸権限は、当時の償却によって縮小はしても、その拡大はありえなかったからである。

第24表(2)の収入は、ペトリク(S. 47)によれば、主として水車の水流賃租と穀物賃租および保有移転賃租である。これらは第23表では、科目(Ⅱ)(ii)の(1)、「水車の水流賃租と穀物賃租」(7%)と(2)、保有移転賃租(9%)である。ただし、第24表(2)の1835年収入額は第23表(Ⅱ)(ii)の(1)と(2)の合計額よりも800Tだけ大きい。この800Tが何に由来するか、は不明である。また、第24表の(2)では、全額領民負担の保有移転賃租が、「水車の水流賃租と穀物賃租」と区別されていない。第24表(2)の収入額は35年が最高で、45年以後に急減し、65年にはゼロとなった。その比率も収入額と同じ変化を示した。すなわち、35年が最高で、45年以後に急落し、55年に2%、65年にはゼロとなった。したがって、第24表の(2)では、保有移転賃租だけを区別することはできないけれども、第24表(2)が全体として、60年にはほぼ消滅した。

このように、RHツィタウの農村領民が負担した、「農村[からの収入]」と保有移転賃租の合計は1835年にツィタウ市収入総額の4割を占めた。この領民負担額のうち保有移転賃租額は第24表の(2)では明示できないけれども、1835年の事態はしばらくは、少なくとも45年までは、続いたであろう。そして、保有移転賃租⁽³⁸⁾を含む第24表(2)の全てと、第24表(1)のうち償却可能なものは、償却の進行に伴って60年にはほぼ消滅した。この経過はザクセン王国における償却の進行過程⁽³⁹⁾と同じであった。しかも、その償却から発生した地代銀行証券は、その利子によって、市有林収益とともに、1880年まで市財政を支えたのである。

1835年の第23表および同年以後の第24表の諸科目は1791/92年および1825年の第21表の諸科目とどのように関連するか。第21表の「農村からの収入」は、第23表(Ⅱ)(ii)(3)と第24表(1)に照応する。1791/92年の「賃貸『地』からの収入」のうち、①分農場からの収入は第23表(Ⅰ)(ii)(1)と第24表(3)に照応する。②水車からの収入は恐らく第23表(Ⅱ)(ii)(1)であり、第24表では同じく(3)に区分されたのではなかろうか。裁判手数料は、1825年に約7,500Tであったが、ペトリクによれば、1835-52

年には4,000-8,000Tに達していたけれども、1855年には1,800Tに過ぎなかった⁽⁴⁰⁾。この裁判手数料はペトリクによって「その他の収入」（ペトリク補遺，第1表において1835年に合計15,980Tで，収入総額の28%）に区分された，と考えられる。第21表の収入科目の中で，他を引き離して第1位であった，「直接監理下の『土地』からの収入」も，ペトリク補遺，第1表の科目の中には見いだせない。ペトリクによれば，1855年に塩専売収入は僅か500Tであった⁽⁴⁰⁾。それを含み，第21表の「直接監理下の『土地』からの収入」は，1825年以後には著しく減少し，そのために，ペトリク補遺，第1表では「その他」に分類されたのではなかろうか。第23表の保有移転貢租が1791/92年と1825年にどれだけの収入をもたらしていたのか，は不明である。

ところで，第21表と第24表によれば，市の収入総額は1825年には1791/92年の9割に減少し，1835年には1825年の9割に再び減少し，ようやく1840年から増加に転じた。その状況で，「農村からの収入」は1791/92年の10,846Tから増加して，1845年の20,170T（1791/92年の1.9倍弱で，最高額）に至った。ただし，その対収入総額比率は1791/92年の16%から1840年の33%（最高比率）まで上昇したけれども，45年には，収入総額が1.2倍に増加したために，29%に下落した。1835年に収入総額の9%を占めた保有移転貢租は，同年以前と同年以後については不明であるが，その償却まで徴収されたはずである。いずれにせよ，1835年に関してのみ実証される，農村領民の負担額（収入総額の40%）はツィタウ市財政にとって最も重大であった。そして，ツィタウ市のこの収入は，広大な土地所有と膨大な農村領民に対する世襲隸民制に基づいていたのである。

このRHツィタウはOL伯領の土地制度史において，どのような位置を占めたか。下級貴族の多くの小規模騎士領では，農民追放が激しく実施され，賦役が増徴されて，苛烈な農場領主制が成立していたけれども，それがOL伯領を完全に覆っていたのではない。宗教財団と市参事会の所有する村落では，農民追放と賦役増徴は顕著ではなかった。宗教財団，特にMシュテルン修道院と，市参事会，特にツィタウ市参事会，の所有する村落では，農民地は全体としては維持され，賦役は軽微であった。そのために，市参事会と修道院に所属する村落では，荘園領主制が維持されていた。このように主張されている⁽⁴¹⁾。

先ず，KHMシュテルンを見る。ショウタによれば，一方で，Mシュテルン修道院の所有する農場は小規模であり，他方で，領民は多数であったので，領民の賦役は軽微であって⁽⁴²⁾，しばしば賦役代納金に転化された。完成した騎士領を同修道院が後に買い入れた場合には，例えば，ラースケ村（カーメンツ郡）の園地農は「この地方に通例の，すなわち，毎日の，賦役」を義務付けられていたが，現実には毎日ではなく，年に216日であった。奉公人強制奉公は必要とされなかった。領民負担の大部分は生産物と貨幣の世襲賃租であった。大規模な農民追放も実施されなかった。領民は土地との関係ではラースケ村ではなく，主として世襲賃租農民であった。ただし，ここでも農村住民は世襲隸民であった。そのために，1832年法に基づく償却協定に従って支払われるべき世襲隸民制地代は，奉公人奉公強制が存在する場合の金額の半額であった⁽⁴³⁾。ここでは「荘園領主制の諸関係が維持されていた」。したがって，ここの農民の諸条件は農場領主制下の他の多数の農民のそれよりも著しく良好であった。そのために，ここでは，少数ながら，豊かな農民層が既に市民的土改以前に形成されていた。ここでの封建的諸負担の償却は，農場領主的土改の枠の中で最も有利な条件の下で実施された⁽⁴⁴⁾。

次に，市参事会所領⁽⁴⁵⁾。RHツィタウの領民の賦役は軽微であった。1794年の賦役台帳（既述）によれば，いくつかの村の農民の犁耕賦役は年に1-6日のみであり，他の村の農民は犁耕賦役ではなく，運搬賦役を賦課されていた。園地農の賦役は年に多くの村で1-6日であり，ツィタウ市近郊オーダーヴィツ⁽⁴⁶⁾など2村でのみ10-14日であった。また，小屋所有者の賦役は1-4日であった。それに対して，同じオー

ダーヴィツ村の、貴族領主の騎士領に属する領民のうち、園地農には、年に284日余りの賦役が課されており、小屋所有者の賦役は40日であった。——なお、①16世紀に「六大都市」は、自らの市参事会所領で賦役を増徴しなかったために、貴族領の農民が都市領に逃亡した。この動きに対する貴族領主の反撃が、クノータによれば、プラハ協定の「奉公人」の項目（第3節（1）（注11）①）であった。②「六大都市」、特にツィタウ市参事会は、所有する領主農場を16世紀には細分化して、農村住民に、多数の小屋所有者に特に、ラス用益地として長期に貸与し、賃租は引き上げなかった⁽⁴⁷⁾。ただし、ヒルシュフェルデ村における1836年のラス用益地賃租の引上げについては、上記した。なお、市参事会所領の領民も世襲隷民制に服していたことは、上記した、飛脚賦役と飛脚代納金から明白であろう。

このように、修道院と市参事会が所有する村落では、農民追放は殆ど実施されず、「農民地は全体として…維持されていた」から、これらの村落が「主として荘園領主的性格を維持していた」と、パールケは記している⁽⁴⁸⁾。ショウタも、KHMシュテルンの大部分の村では「古くからの荘園領主制的諸関係」が存続しており、領民の大部分は、不確定賦役を賦課されたラス用益民ではなく、世襲賃租を負担する土地所有農民であった、と述べている⁽⁴⁹⁾。

さらに、4個の高位貴族所領（SH）においても、農民追放は下級貴族の騎士領ほど広範には実施されなかった。16世紀末と200年後を比較して、SHケーニヒスブリュクで農民数はそれほど減少しておらず、SHムスカウではいくらか減少していたことは、既に第3表に示した。しかし、高位貴族所領の所属領民は全て世襲隷民であった。SHムスカウでは18世紀後半に領民の殆ど全員がラス用益民であった⁽⁵⁰⁾。高位貴族所領は、所属領民の数の多さに比較して自己経営が小さく、農民追放は遅く実施され、その程度も低いことで、数多くの小規模騎士領と異なっていた⁽⁵¹⁾。ただし、分農場の数はSHケーニヒスブリュクでは16世紀の4から三十年戦争後には9に増加し、SHムスカウでは16世紀末の2から18世紀末には16に増加した⁽⁵²⁾。したがって、上記2SHでは、18世紀末までに、かなりの程度で農民が追放され、賦役が増徴されたであろう。

このように、OL伯領では、KHの領民が賦役ではなく、主として世襲賃租を負担し、土地との関係ではラス用益民でなく、世襲農民である場合、また、RHとSHの領民が比較的軽微な賦役を賦課される場合、があった。しかしながら、これらの領民も、下級貴族の小規模騎士領に属する領民と同じように、世襲隷民制の下にあり、人身的自由を著しく制約されていた。したがって、第1に、OL伯領の土地制度はザクセン本領地域のそれとは区別されるべきであろう。第2に、過酷な農場領主制、あるいは、過重な農民賦役、が専一的に支配してはいなかったOL伯領は、それが殆ど専一的に支配していたエルベ河以東地域への移行地域と見なされるであろう。ケチュケは、西のザーレ川からエルベ河本流を越えて東のナイセ川までの地域を、ドイツの農業地理上の移行地域と主張している⁽⁵³⁾。ケチュケの移行地域はザクセン本領地域とOL伯領を含む。確かに本領地域でも、農民追放によって騎士領が形成されて、賦役が増徴され、奉公人令に基づく奉公強制によって農村住民の人身的自由が制約されたし、ラス用益権も存在した。しかし、その程度はいずれも小さかった。したがって、ブラシュケの見解⁽⁵⁴⁾に従って、土地制度に関して、本領地域は中部ドイツ荘園領主制の地域であり、OL伯領は世襲隷民制の、そして、主として農場領主制の、地域であった、と規定されるべきであろう。ただし、宗教財団、市参事会と高位貴族の所領において農民追放が殆ど実施されなかった、との主張は本稿第14表と第15表に基づいて否定されねばならない。

補論 騎士領の成立時期

ブラシュケによれば、ドイツ人の東方植民運動が12世紀後半にザクセン本領地域にも波及し、ドイツ人の新定住地域で、荘園領主による土地1フーフエの賦与と自由身分の農民による貢租給付という、純粹型荘園領主制が構築された。ただし、主として北部平地にあったゾルプ人旧定住地域には、ドイツ人の植民以前から、ゾルプ人の賦役に依拠した領主農場が、存在し、それはドイツ人の植民以後も存続した。しかし、上記の純粹型荘園領主制は16世紀初めには、在地高権との結合によって、新しい形態の中部ドイツ荘園領主制に転化していた。そして、後者は多くの場合に賦役と結合し、賦役を実現しうる騎士領が成立していた。騎士領は先ず15世紀後半に、ゾルプ人旧定住地域とその周辺のドイツ人新定住地域に主として形成された。16世紀になると、中部丘陵地と南部高地にも騎士領が成立した。このように騎士領は本領地域における荘園領主＝領民関係の変動の推進力であった。本領地域と同じようにドイツ人の植民運動が波及したOL伯領においても、私見では、騎士領は土地制度史の最大の動的要因と見なされうるであろう。そこで、騎士領の成立時期を、再びHOSに依拠して、調査しよう。

HOSは騎士領について、それが一挙的に出現する場合と、先ず成立したVorwerkが、数年後に、あるいは、1世紀以上後に、騎士領に転化される場合（19世紀までに転化されないVorwerkも、稀にはあった）を記載している。そして、Vorwerkに関して、近代では分農場を意味するけれども、「中世後期には、制度上、また、経済的に、際立った領主農場（Herrengut）」を意味した、と解説している（S. VII）。そのために、本稿はVorwerkの出現をもって騎士領の成立と見なした。また、領邦君主の御料地（Kammergut）と大ラウジツの高位貴族の城館も騎士領と見なした。そして、これらのもの全てを騎士領として一括した。ただし、領主農場と結合していない、単なる騎士居館（Rittersitz）あるいは領主居館（Herrensitz）を無視し、さらに、「騎士居館に近い」（S. VII）自由保有地（Sattelhof）（これは1832年騎士領所有者議員令付録の騎士領一覧表では稀に騎士領と見なされていた）も無視した。

HOSが本稿の騎士領の、すなわち、Vorwerk、御料地などを含む騎士領の、存在を示す年は、史料に最初に言及された年である（S. VIII）。したがって、それらはその年以前に成立していたはずである。そのために、本稿は、HOSでxx02年までに言及された騎士領は、xx00年（前世紀後半）までに成立し、xx52年までに言及されたそれは、xx50年（当世紀前半）までに成立した、と想定した。騎士領の存在を示す時期が単にxx世紀あるいはxx世紀末とされている場合には、その世紀の最後の年と想定した。xx世紀初とされている場合には、その世紀の10年と見なした。HOSが1村に複数の騎士領の存在を記している場合には、それらが一挙的に出現した場合を除いて、最初の記載年を第1の騎士領の、次の年を第2の騎士領の、成立年と見なした（第3以下同じ）。本稿は、某年に成立した某騎士領の名称ではなく、騎士領の成立年のみを問題とするからである。また、例えば、HOSのアルテンハイン村（Altenhain, グリマ郡）について、①「在地貴族（Ortsadel）と領主農場」の項では騎士領の初出は1606年であるけれども、②荘園領主制の項では既に1568年に当村が騎士領アルテンハイン所属とされている。そのために、本稿は、②を優先して、1568年には当村に既に騎士領が所在した、と見なした。

HOSで、カーメンツ郡クッカウ村の荘園領主は1600年にMシュテルン修道院、同村の分農場は18世紀[初出]、とされているけれども、この分農場は、ショウタによれば、同修道院創設（1248年）以来、常に自己経営されてきた⁽¹⁾。また、クノーテによれば、修道院創設時に同村には、分農場への賦役を果たすべき園地農の集落が建設された⁽²⁾。したがって、HOSにおける初出年の18世紀は遅すぎるので、同分農場の創設時期を本稿は13世紀後半と想定した。また、レーバウ郡エーリシュ村（Oehlsch）の騎士領は、HOSで1858年初出とされているが、上記騎士領一覧表ではオーバー・ラウジツ第186番の騎士領である。

このように、HOSで19世紀後半に初出とされているけれども、騎士領一覧表に既に記載されている騎士領は、19世紀前半創設と見なした。

19世紀ザクセン王国の騎士領を問題とする場合には、上記騎士領一覧表が参照されるべきであろう。ここにはマイセン旧県277（27%）、エールツ・ゲビルグ旧県123（12%）、オーバー・ラウジツ（当然に小ラウジツである）271（26%）、ライプツィヒ旧県236（23%）、フォークト・ラント旧県120（12%）、合計して1,027（100%）、の騎士領が記載されている。しかし、騎士領一覧表でライプツィヒ旧県第232番の騎士領はチャガスト（Zschagast）であるが、その名称の唯一の村（ボルナ郡）にHOS（S. 151）は騎士領を記載していない。このように、騎士領一覧表に記載されていて、HOSに騎士領が記載されていない村は、少なくない。そのような村に騎士領がある、とSchumannに記されていても、その成立時期が不明なので、それらは除外された。また、騎士領一覧表でライプツィヒ旧県第2番の騎士領はAlten und Plössenであるけれども、その名称の村はHOSにない。このように、騎士領一覧表に記載されている騎士領の存在をHOSで確認できない事例も、かなりある。

本稿が調査しえた騎士領の総数は、成立時期を想定したものを含めて、ドレースデン新県467、ライプツィヒ新県427、ツヴィカウ新県344、大ラウジツ595、合計して1,833である⁽³⁾。

以下の第26表において、(a) は、14世紀後半までに形成された騎士領の合計、(b) は、16世紀前半までに形成された騎士領の合計、(c) は、18世紀前半までに形成された騎士領の合計、(d) は騎士領の総計、を示す。また、{ } は、各郡騎士領総計に占める各時期の比率である。

第26表 騎士領の郡別成立時期

(A) ドレースデン新県6郡

	Dip	Dre	Fre	Gro	Mei	Pir
13世紀前半				1		
13世紀後半						
14世紀前半			2	2	1	2
14世紀後半		6	1	3	3	1
15世紀前半	7	22	4	17	18	34
15世紀後半	3	7	1	17	18	14
16世紀前半	13	14	12	29	43	10
16世紀後半	10	3	4	5	5	5
17世紀前半		3	5	3	2	3
17世紀後半	7	12	8	5	11	6
18世紀前半	1	3	2	3	1	1
18世紀後半	7	11	6	6	9	8
19世紀前半	2		2		2	
19世紀後半						
20世紀前半					1**	

(a)		6 { 7% }	3 { 6% }	6 { 7% }	4 { 4% }	3 { 4% }
(b)	23 { 46% }	49 { 60% }	20 { 43% }	69 { 76% }	83 { 72% }	61 { 73% }
(c)	41 { 82% }	70 { 86% }	39 { 83% }	85 { 93% }	102 { 89% }	76 { 90% }
(d)	50 {100% }	81 {100% }	47 {100% }	91 {100% }	115 {100% }	84 {100% }

(注) Dipはディボルディスヴァルデ郡、Dreはドレースデン郡、Freはフライベルク郡、Groはグローセンハイン郡、Meiはマイセン郡、Pirはビルナ郡。**は分農場。

(B) ライプツィヒ新県6郡

	Bor	Döb	Gri	Lei	Osc	Roc
13世紀前半						
13世紀後半				1		
14世紀前半						
14世紀後半						
15世紀前半		4	1	3	9	1
15世紀後半	7	8	7	27	11	3
16世紀前半	38	43	35	29	40	17
16世紀後半	4	6	14	7		1
17世紀前半	2		7	4	3	
17世紀後半	13	6	1	5	4	2
18世紀前半	2				1	
18世紀後半	11	5	16	5	3	3
19世紀前半	3	2	5		2	1
19世紀後半	1*	1**	1*		1**	
20世紀前半		1**				

(a)				1 1%		
(b)	45 56%	55 72%	43 49%	60 74%	60 81%	21 75%
(c)	66 81%	67 88%	65 75%	76 94%	68 92%	24 86%
(d)	81 100%	76 100%	87 100%	81 100%	74 100%	28 100%

(注) Borはボルナ郡, Döbはデーベルン郡, Griはグリマ郡, Leiはライプツィヒ郡, Oscはオーシャツ郡, Rocはロホリツ郡, *は騎士領, **は分農場。

1832年までは本領地域, 主としてシュトルベン管区, さらに, グローセンハイン, ラーデベルク, ラウスニツ管区 (以上は全てマイセン旧県) に所属していたけれども, 1873年の下級行政区画の変更に伴って, バウツェン新県所属3郡所属となった村落に所在する騎士領の数は, 各郡の時期別に () に記した。それらの騎士領の多くは, 全部ではないが, 騎士領一覧表でマイセン旧県の騎士領番号を持っている。

第26表から概括を試みよう。

まず, 14世紀後半までに成立していた騎士領は, ドレースデン (郡総計 (d) の中の7%) とグローセンハイン (同7%) の2郡にそれぞれ6, ツィタウ郡 (13%) に5, マイセン郡 (4%) に4, フライベルク (6%), ピルナ (4%), カーメンツ (4%) とレーバウ (3%) の4郡にそれぞれ3, ライプツィヒ (1%), バウツェン (1%) とホヤスヴェルダ (2%) の3郡にそれぞれ1, であった。以上の合計36は, ラント総計1,833に対して僅か2%である。したがって, 1400年には騎士領はラント・ザクセンでまだ稀な存在であった。これらの11郡は主として北部平地と中部丘陵地の郡である。そのうち, マイセン (5,330人で最大), バウツェン, ドレースデン, ライプツィヒ (2,070), グローセンハイン, カーメンツとピルナ (1,235) の6郡では, 1100年にゾルブ人人口 (括弧内, 序列は大きさによる) が大きかった。ピルナ郡のみは南部の「丘陵地+高地」の郡であるけれども, 上記のように, 同郡のゾルブ人人口はかなり多かった。しかし, 1100年にゾルブ人人口が200人以下であったツィタウ郡 (南部の「丘陵地+高地」と, 僅か70人⁽⁴⁾) であったフライベルク郡 (南部高地) で, すなわち, ゾルブ人人口が極めて小さかった2郡で, 相当に高い比率, 13%と6%, の騎士領が成立していた理由は, 筆者には不明であるが, 両郡の騎士領総計, (d), が小さいための特殊事情によるのかもしれない。

Elö	Gle	Me
-----	-----	----

[illegible]

(a)																				
(b)	7	50%	2	6%	8	44%	9	35%	2	18%	9	29%	29	45%	22	27%	2	22%	27	47%
(c)	9	64%	28	90%	16	89%	19	73%	7	64%	22	71%	53	83%	70	84%	7	78%	44	77%
(d)	14	100%	31	100%	18	100%	26	100%	11	100%	31	100%	64	100%	83	100%	9	100%	57	100%

(注) Annはアナベルク郡, Aueはアウアーバハ郡, Cheはケムニツ郡, Flóはフレーア郡, Glaはグラウヒャウ郡, Marはマリーエンベルク郡, Oelはエルスニツ郡, Plaはプラウエン郡, Schはシュヴァルツェンベルク郡, Zwiはツヴィカウ郡. **は分農場.

16世紀前半までに郡総計の50%以上の騎士領が形成されていた郡は、オーシャツ81% ((b) の騎士領数0)、グローセンハイン76% (同69)、ロホルツ75% (21)、ライプツィヒ74% (60)、ピルナ73% (61)、マイセン72% (83)、デーベルン72% (55)、ドレーズデン60% (49)、ボルナ56% (45)、アナベルク50% (7) の10郡である。グリマ郡49% (43) もほぼ5割である。これらの郡の大部分は平地あるいは丘陵地の郡である(該当しないのは、「丘陵地+高地」のピルナ郡と高地のアナベルク郡)。したがって、アナベルク郡の数値を、騎士領総計、(d) が少ないための特殊事情による、と考えると、ラントにおける騎士領の形成に先導したのは、主として本領地域の北部と中部であった、と言えよう。その中のマイセン、ドレーズデン、ライプツィヒ、グローセンハインとピルナの5郡は、14世紀後半までに先駆的に成立した騎士領(上表)を含んでおり、デーベルン、オーシャツ、グリマとボルナの4郡は、1100年のゾルブ人人口がライプツィヒ郡よりも大きかった郡、すなわち、ゾルブ人旧定住地の影響が大きかった郡、である。また、ロホルツ郡では、1100年のゾルブ人人口が全29郡中第14位の830人だったので、ゾルブ人旧定住地の影響が相対的に大きかったであろう。それに対して、アナベルク郡では1100年にゾルブ人人口がゼロ⁽⁴⁾であり、ゾルブ人の影響は小さかったはずである。

本領地域の中でも、ドレースデン新県の高地の2郡、ディポルディスヴァルデ46%（(b)の騎士領数23）およびフライベルク43%（同20）と、大部分が高地で、一部に丘陵地を含むツヴィカウ新県の9郡（上記アナベルクを除く）は、16世紀前半までに郡総計の50%以下の騎士領しか形成されていなかったもので、騎士領の形成において遅れた。その中のフライベルク郡では、上記のように、騎士領が14世紀後半までに、

(D) 大ラウジツ7郡とラント・ザクセン

	Bau	Gör	Hoy	Kam	Löb	Rot	Zit	ラント
13世紀前半								1 0%
13世紀後半				2				3 0%
14世紀前半				1	3			11 1%
14世紀後半	1		1				5	21 1%
15世紀前半	5 (2)	1		5 (2)	1		2	149 8%
15世紀後半	3 (1)	1	1	2 (1)	1		1	139 8%
16世紀前半	14 (2)	8	13	12 (4)	8	6	8	487 27%
16世紀後半	58 (12)	20	11	24 (4)	28 (3)	26	9	317 17%
17世紀前半	39 (1)	6	11	19	23	31	7	203 11%
17世紀後半	12	1		6 (1)	8 (2)	4		150 8%
18世紀前半	4		6	2		2	2	37 2%
18世紀後半	28 (5)	11	7	8 (1)	14	26	4	250 14%
19世紀前半	5 (1)		4	2	10	1	2	49 3%
19世紀後半	1**	3*	1*		4 ***			14 1%
20世紀前半								2 0%

(a)	1 1%		1 2%	3 4%	3 3%		5 13%	36 2%
(b)	23 14% (5)	10 20%	15 27%	22 27% (7)	13 13%	6 6%	16 40%	811 44%
(c)	136 80% (18)	37 73%	43 78%	73 88% (12)	72 72% (5)	69 72%	34 85%	1,518 83%
(d)	170 100% (24)	51 100%	55 100%	83 100% (13)	100 100% (5)	96 100%	40 100%	1,833 100%

(注) Bauはバウツェン郡, Görはゲルリツ郡, Hoyはホヤスヴェルダ郡, Kamはカーメンツ郡, Löbはレーバウ郡, Rotはローテンブルク郡, Zitはツィタウ郡, ラントはラント・ザクセン. *は騎士領, **は分農場, ***は騎士領3 + 分農場1.

少数ながら、成立していたにも拘わらず、そうであった。また、平地と丘陵地、一部に高地を含む大ラウジツ全7郡でも、16世紀半までに郡総計の50%以下の騎士領しか形成されていなかった。ゲルリツとローテンブルクの2郡を除く、大ラウジツ5郡では、フライベルク郡と同じように、騎士領が14世紀後半までに、少数ながら、成立していたにも拘わらず、そうであった。

騎士領は先ず15世紀後半に、ゾルプ人旧定住地とその周辺のドイツ人新定住地域に主として形成された、とのブラシュケ説に対して、本領地域では、1100年のゾルプ人人口が950人以上の10郡のうち、ブラウエン郡を除く9郡で、16世紀前半までに郡総計の50%以上の騎士領が形成されていたから、本領地域の事情はブラシュケ説と合致する。ところが、大ラウジツでは7郡中のバウツェン、カーメンツ、レーバウとローテンブルクの4郡は、1100年に950人以上のゾルプ人人口を持っていたけれども、16世紀前半までに郡総計の50%以下の騎士領しか形成されていなかった。したがって、これら大ラウジツ4郡の事情がブラシュケ説と合致する、とは言い難い。

さらに、18世紀前半までに1,518の騎士領（ラント総計の83%）が成立していた。その中で郡総計の85%以上の騎士領が形成されていた郡は、ライプツィヒ94%（(c)の騎士領数76）、グローセンハイン93%（同85）、オーシャツ92%（68）、ピルナ90%（76）、アウアーバハ90%（28）、ケムニツ89%（16）、マイセン89%（102）、デーベルン88%（67）、カーメンツ88%（73）、ロホルツ86%（24）、ドレースデン86%（70）、ツィタウ85%（34）の12郡である。そのうち、「丘陵地+高地」を含むピルナ、ケムニツとツィタウの3郡および高地のアウアーバハを除く8郡は、平地あるいは丘陵地の郡である。

18世紀前半に85%以下しか成立していなかった郡は、ドレースデン新県の高地の2郡、フライベルク

83%（(c) の騎士領数39）とディボルディスヴァルデ82%（同41）、ライプツィヒ新県の平地の２郡、ボルナ81%（66）、グリマ75%（65）、ツヴィカウ新県のアウアーバハとケムニツの上記２郡を除く８郡（大部分が高地）、84%のプラウエン郡（70）から、64%のアナベルク郡（9）とグラウヒャウ郡（7）までである。このように、本領地域では、大部分が高地の10郡と平地の２郡で騎士領の成立が遅れた。特にライプツィヒ新県、ボルナとグリマの２郡は、16世紀前半には既に50%超あるいはほぼ50%の騎士領が形成されていたにも拘わらず、それ以後18世紀前半まで停滞した理由は、筆者には不明である。

大ラウジツでは、カーメンツとツィタウの上記２郡を除く５郡（平地と丘陵地）、80%のバウツェン郡（136）から72%のローテンブルク郡（69）までであり、大ラウジツでも騎士領の形成が概して遅かった。

以上のうち、フレーア郡（19）とゲルリツ郡（37）の73%、レーバウ郡（72）とローテンブルク郡（69）の72%、マリーエンベルク郡の71%（22）、アナベルク郡（9）とグラウヒャウ郡（7）の64%という、低い数値は、郡総計の27%から36%までの騎士領が18世紀史以後に形成されたことを意味する。騎士領の形成が一定程度は農民地を犠牲にしたとすれば、この数値は、ラント・ザクセンで1750年から1843年までに農民数は変化しなかった、とするブラシュケの主張（本稿第２表参照）に疑問を投げかける。ただし、フレーア郡以下のツヴィカウ新県４郡の事情は、騎士領の郡総計、(d) が9-31と極めて小さいから、特殊であるかもしれない。

大ラウジツについては、本稿第15表Ⅸ④によれば、世帯総数に占める農民の比率は、中世盛期から16世紀後半までにほぼ100%から79%に低下していた。したがって、この時期までに既に相当程度の農民追放が実施されていたわけである。そして、16世紀後半に対する18世紀後半の農民残存率は75%であった。すなわち、この期間においても農民追放は激しかった。このような農民数減少は、第１に、騎士領の成立と増加に、それに伴う農民追放に、そして、第２に、南部における農村麻織物工業の発展と結び付いた小屋所有者の激増に、照応していた、と考えられる。しかも、カーメンツとツィタウの２郡を除く５郡では、バウツェン郡の20%（比率最低）からレーバウ郡とローテンブルク郡の28%（最高）までの騎士領が18世紀史以後に形成された。これらの数値は、七年戦争以後はラウジツで農民追放が実施されなかった、とするベールケとショウタの主張⁽⁵⁾も疑わせる。

それとも、第26表は本稿の意味での騎士領の、HOSにおける初出年に基づいているけれども、既に言及したように、Mシュテルン修道院創設時に建設された、と考えられるクッカウ村の分農場を、18世紀初出と記載しているような、HOSの記載年が疑問視されるべきであろうか。

第3節（２）（続）注

(注43) Šolta 1958, S. 66-70.

(注44) Kunze 1961, S. 185. Vgl. 趙 1990, S. 86; 馬場 1993, S. 190.

(注45) Kunze 1961, S. 185, 187. Vgl. 趙 1990, S. 86; 馬場 1993, S. 190. 当村の1647年の小屋所有者40人のうち16人は麻織布工、15人は紡糸工、1人は屑拾い、8人は日雇であった。Kunze 1961, S. 176.

(注46) この数値は〔騎士領〕「ハイネヴァルデ所屬」部分とされている。この名称の村はオーバー・ラウジツの中でレーバウ郡にのみある（HOS, S. 40*）けれども、この村は17-18世紀に騎士領オーバー・オーダーヴィツとツィタウ市参事会を区分所有者としていた。HOS, S. 456. ツィタウ郡のニーダー・オーダーヴィツ村は18世紀には騎士領ハイネヴァルデとツィタウ市参事会が区分所有者であり、同郡のミッテル・オーダーヴィツ村の領主は騎士領ミッテル・オーダーヴィツであった。HOS, S. 477. したがって、騎士領ハイネヴァルデに注目するならば、クンツェが挙げた村は、ニーダー・オーダーヴィツ村ということになる。

(注47) Kunze 1961, S. 185-186. Vgl. 馬場 1993, S. 190-191.

(注48) Kunze 1961, S. 186.

(注49) HOS, S. 476.

(注50) Collections, T. 2, S. 1292. Vgl. Kunze 1961, S. 175, 191-192; 馬場 1993, S. 177.

(注51) 差し当たり、Vgl. 松尾 2020, S. 97.

(注52) Korschelt 1886, S. 25; Pescheck 1852, S. 7. Vgl. Knothe 1885, S. 199; 馬場 1993, S. 178.

(注53) Korschelt 1886, S. 25.

(注54) Korschelt 1886, S. 25-26. Vgl. Pescheck 1852, S. 7.

(注55) Pescheck 1837, S. 67. Vgl. Kunze 1961, S. 177, 192 (戦争中に許可); 馬場 1993, S. 178, 219 (1624年に許可).

(注56) Blaschke 1967, S. 158. Vgl. Blaschke 1967, S. 113-115; Boelcke 1969, S. 473-477, 486-487; 趙 1990, S. 85; 松尾 2020, S. 93, 第 6 表. 馬場 1993 (S. 188-197) は人口増加の主要因を時期的に区分して, 1600-30年のホイスラー (本稿の小屋所有者) と 1650-1700年の宗教的亡命者とし, 詳論している.

(注57) Blaschke 1961, S. 75. Vgl. Šolta 1958, S. 41; Boelcke 1969, S. 473-476. —RHツィタウの織機数はペトリクによれば1730年に約5,000台であり (Petrick 1931, S. 13), クンツェによれば, 17世紀後半に1,500台で, 1729年に6,250台であった (Kunze 1961, S. 177, 179. Vgl. 馬場 1993, S. 199).

(注58) Knothe 1885, S. 197-200. Vgl. Kunze 1961, S. 182-184; 趙 1990, S. 85; 馬場 1993, S. 184, 191, 193, 197.

(注59) Kunze 1961, S. 180-184.

第4節注

(注1) Petrick 1931, S. 9-10; Boelcke 1957, S. 9; Kunze 1961, S. 189-191; Boelcke 1969, S. 3. Vgl. 馬場 1993, S. 186, 198, 207-208. ただし, Petrick 1931 (S. 9-10) には, ツィタウ市が19世紀初めに「29村 (全体) と多くの村の一部」を所有した, として, 22の村名が挙げられているが, 後出第21表に表示される村々は, その中に含まれていない.

(注2) Knothe 1885, S. 278. Vgl. 馬場 1993, S. 187.

(注3) 人々は最初は織機賃租を進んで支払ったが, 後には, 既に1746年に, 不満の声が高まり, その声は, 「最近まで」 (本論文の発表は1852年), しばしば表明された. 特に1848年には織機賃租が軽減された. Pescheck 1852, S. 7.

(注4) Petrick 1931, S. 13. ただし, 市想定収入は市収入の全部ではなかった. 両者が判明する1835年で見ると, 収入総額は後出第24表 (6) によれば53,960 Tであったが, 市想定収入は17,668 T (収入総額の33%) であった. A. a. O., S. 16.

(注5) Vgl. 馬場 1993, S. 213.

(注6) 以上, ツィタウ市立文書館からの回答.

(注7) Petrick 1931, S. 45.

(注8) Vgl. 馬場 1993, S. 211-214.

(注9) 「六大都市処罰事件」前 (Reuter 1961, Anhang, Abb. 28) と1600年 (A. a. O., Abb. 30) のRHツィタウの地図は, 同「事件」以前と比較した, 以後の同所領の拡大を明示している. Vgl. Kunze 1961, S. 173, 175; 馬場 1993, S. 182-183.

(注10) Petrick 1931, S. 10-11.

(注11) A. a. O., S. 11.

(注12) A. a. O., S. 28-29 u. Anhang, Tab. I.

(注13) A. a. O., Anhang, Tab. I. なお, 1790年にはツィタウ市人口7,324人, 所領人口35,700人であった. Kunze 1961, S. 191. したがって, 1835年までの45年間にツィタウ市人口は1.16倍に, 所領人口は1.30倍に増加していた. ここでも, 農村人口の増加率は都市のそれよりも高かった. この時期を含む, 18世紀末から1843年までのラント・ザクセンで (Blaschke 1967, S. 164), また, 1834年までのザクセン王国でも (松尾 2020, S. 87), 農村人口の増加率は都市のそれよりも高かった. 「産業革命直前の数十年間」には, 人口は都市よりもむしろ農村で増加した. 「ドレースデン, ライプツィヒ, ケムニツとツィタウの4大都市を囲む4郡においてさえ, そうであった」. Blaschke 1967, S. 164. Vgl. 松尾 2020, S. 87, 102.

(注14) Petrick 1931, S. 10.

(注15) Petrick 1931 (S. 9) が挙げている騎士領 (テュールヒャウなど計7) は, フレーデ氏によれば, 本稿第23表 (II) (ii) (3) の収入の一部を負担し, テュールヒャウ (同名の上記騎士領とは別) とドラウゼンドルフの2分農場は, 第21表1791/92年の第2位科目の収入の一部と第23表 (I) (ii) (1) の地代を負担した.

(注16) A. a. O., S. 12-13.

(注17) 1848年にはラス用益地賃租は僅か235 Tに減少していた. A. a. O., S. 16. これは, 償却によるラス用益関係の急速な縮小を意味するであろう.

(注18) A. a. O., S. 11-13.

(注19) A. a. O., S. 18, 47.

(注20) A. a. O., Anhang, Tab. I. なお, 「都市基金」は, フレーデ氏によれば, 通常の税収が不足する場合に, 市民の所得と土地に賦課された市税であった.

(注21) A. a. O., S. 11. なお, 地代銀行証券の利子率は3.5%ではなく, 3 1/3%であった. GS 1832, S. 270. Vgl. Groß 1968, S. 139; 松尾 2011, S. 23.

(注22) Petrick 1931, S. 16. なお, 同時代人ペシェクは, 本節 (注3) に記したように, 織機賃租が1848年に全廃ではなく, 軽減された, と記していた.

(注23) A. a. O., S. 16.

(注24) A. a. O., S. 18.

(注25) A. a. O., S. 18.

(注26) A. a. O., S. 13-15. なお, クノーテによれば, 全てのラス用益地賃租が19世紀に引き上げられたわけではない. 確かに,

ツィタウ市参事会は1836年にヒルシュフェルデ村でラス用益地賃租の引上げを試みて、1843年に成功させた（ペトリクの挙げている事例）。また、市参事会はグロス・シェーナウ村のラス用益地賃租を1809年に引き上げた。しかし、市参事会は同村で1829年にもラス用益地賃租の引上げを試みたけれども、この計画は成就しなかった。Knothe 1885, S. 203.

(注27) Petrick 1931, S. 17.

(注28) A. a. O., S. 21.

(注29) A. a. O., S. 47-48.

(注30) A. a. O., S. 16.

(注31) A. a. O., S. 29.

(注32) A. a. O., S. 32-33.

(注33) A. a. O., S. 34.

(注34) A. a. O., S. 35.

(注35) A. a. O., S. 49.

(注36) A. a. O., S. 50.

(注37) ペトリク（S. 12）によれば、1835年の予算は、その構成と金額において40年代までのそれと殆ど一致していた。

(注38) 本稿第21表でツィタウ市の「農村からの収入」を負担していたエーバースバッハ、オーバー・フリーダースドルフ、アイバウ、ザイフ・ヘナースドルフとグロス・シェーナウの5村のうち、明確に保有移転賃租の償却協定が全国償却委員会によって承認されたのは、ザクセン邦立中央文書館によれば、エーバースバッハ、オーバー・フリーダースドルフとアイバウの3村（1854年承認の全国委員会文書第11737号）とザイフ・ヘナースドルフ村（1858年承認の全国委員会文書第15305号）である。グロス・シェーナウ村に関する第13883号協定（1856年承認）は「貨幣賃租とその他さまざまな義務」を償却対象としたので、「その他さまざまな義務」の中に保有移転賃租が含まれる可能性はある。以上から、少なくとも4村では保有移転賃租は1854年と1858年に償却された。

(注39) 差し当たり、松尾 1991, S. 266-267, 280; 松尾 2011, S. 335.

(注40) Petrick 1931, S. 46.

(注41) Boelcke 1957, S. 47; Šolta 1958, S. 59. クノーテによれば、「六大都市」と宗教財団の所領では、1651年隷民令の公布後に賦役は増徴されなかった。両者の所領では、賦役は古くから僅かな日数のみであり、これは償却の時代まで変化しなかった。Knothe 1885, S. 187, 237-238, 256, 268.

(注42) KHMシュテレンでは13-14世紀以来、農民は年に1-10日の農業賦役を、さらに、運搬賦役を、課されていた。園地農の手賦役は2-6日であり、小屋所有者の手賦役は4-7日であった。Knothe 1885, S. 187, 195-196, 198. パンシュヴィツ村（Panschwitz. カーマンツ郡）の園地農は形式的には不確定賦役を課されていたが、現実には40日であった。Šolta 1958, S. 71-72.

(注43) Šolta 1958, S. 61-64, 71-78, 92.

(注44) Šolta 1958, S. 92-93, 146.

(注45) オーバー・ラウジツ諸都市はベーメン国王、ヨハンから1345年に諸特権、例えば、領地を世襲的に所有する権利、を与えられた。Köhler 1846, S. 12-13; Fröde 2008, S. 33. 既に1255年にベーメン国王、オトカル二世から都市特権を賦与されていたツィタウ市は、1375年にハルタウ村（Hartau）を獲得した。これが、同市の領地獲得として確認される、最初の事例であった。Pescheck 1834, S. 233. なお、盗賊騎士の横行に対抗して1346年に結成された「六大都市」は、1355年にベーメン国王＝神聖ローマ皇帝、カルル四世（上記ヨハンの子）から、全土の治安維持のための広範な特権を賦与された。Köhler 1846, S. 22-23; Knothe 1885, S. 237; Petrick 1931, S. 9-10; Boelcke 1969, S. 5, 87. Vgl. 馬場 1993, S. 177.

(注46) この村は、ツィタウ市近郊にあり、騎士領を区分所有者とする、とされているから、ニーダー・オーダーヴィツである。前節（注46）参照。

(注47) Knothe 1885, S. 187, 194-195, 197, 202-203, 237-238, 246. Vgl. 馬場 1993, S. 182-185. —ただし、七年戦争による被害の大きかったプルシュヴィツ村（Purschwitz, RHパウツェン）では、週に3日の賦役が賦課されていた。Šolta 1958, S. 33. 同村はパウツェン郡所在地、その領主は、パウツェン市参事会に属した騎士領プルシュヴィツであった。HOS, S. 405.

(注48) Boelcke 1957, S. 47.

(注49) Šolta 1958, S. 12, 63.

(注50) Boelcke 1957, S. 33; Boelcke 1969, S. 10.

(注51) Šolta 1958, S. 19, 22, 62, 76.

(注52) Boelcke 1957, S. 18.

(注53) Kötzschke 1953, S. 126.

(注54) 本領地域の中部ドイツ荘園領主制とOLの世襲隷民制の決定的な差違は、以下の点にある。本領地域では、領主に対して諸義務を負担する農村住民は、とりわけ領邦君主の農民保護政策の結果として、人身上は自由であった。それに対して、OLの農村住民は、領主への諸義務に加えて、世襲隷民制に束縛されており、これは彼の経済状態あるいは賦役の重さとは関係なく、彼の法的地位のみを規定した。農村住民の法的地位こそが両地域の識別標識である。本領地域とOLはゾルブ人の先住と中世盛期のドイツ人植民に関してはほぼ同じ事情であったにも拘わらず、OLでは「土地貴族の共和国」の条件の下で、領邦君主の農民保護政策は実施されえず、世襲隷民制が形成された。そして、世襲隷民制に基づいて農場領主制が、専一的で

はないとしても、極めて広範に形成された。Blaschke 1965 (a), S. 251-252.

補論注

(注1) Šolta 1958, S. 59.

(注2) Knothe 1885, S. 195. Vgl. Boelcke 1957, S. 41; Šolta 1958, S. 65.

(注3) 趙 1990, S. 103-104, 表「オーバーラウジッツの騎士農場の成立状況」は、大ラウジツ7郡と、ラウジツに隣接する、ドレースデン新県3郡、における騎士農場（本稿の騎士領）の成立時期を、15世紀以前から世紀単位で表示している。本稿との関連では、騎士領は16世紀に最も多く、49%が形成された、と記されている。——なお、1836年までの中級内務官庁Kreisを旧県（ただし、これは、内務、財務、司法などを大まかに監視する郡の上位官庁であった）、1836年から74年までのKreisdirektionを県、それ以後のKreishauptmannschaftを新県と呼ぶ。

(注4) Blaschke 1967, S. 64, Tab. 1.

(注5) Boelcke 1957, S. 187-191, 196-200, 266-267; Šolta 1958, S. 33. Vgl. 本稿第3節, S. 46. ——ペールケはラウジツの騎士領数が1620年の224から1800年には410に激増した、と記していた。Boelcke 1957, S. 23. Vgl. 本稿(1), S. 57. したがって、1800年の騎士領の55%が1620年までに成立したことになる。本稿第26表によれば、大ラウジツの騎士領数は1650年に423, 1800年に562であった。したがって、1800年の騎士領の75%が1650年までに形成されたことになる。両統計で区分年が異なる(1620年と1650年)ので、厳密な比較はできないけれども、1620年についてのペールケの数値は低すぎるのではなかろうか。

追加引用文献

Fröde 2008 = Tino Fröde, *Privilegien und Statuten der oberlausitzer Sechsstädte, Spitzkunnersdorf*.

Köhler 1846 = Gustav Köhler, *Der Bund der Sechsstädte der Ober-Lausitz, Eine Jubelschrift*, Görlitz.

Korschelt 1886 = [Johann Gottlieb] Korschelt, "Beiträge zur Geschichte der Oberlausitzer Leinenindustrie zur Zeit ihrer Blüthe", in: NLM, Bd. 62.

NLM = *Neues Lausitzisches Magazin*.

Pescheck 1834, 1837 = Christian Adolph Pescheck, *Handbuch der Geschichte von Zittau*, Bd. 1, Zittau 1834; Bd. 2, 1837.

Pescheck 1852 = [——] Pescheck, "Geschichte der Industrie und des Handels in der Oberlausitz", Teil 3, in: NLM, Bd. 29.

Petrick 1931 = Hans Petrick, *Die Einnahmen aus dem Kommunalvermögen in ihrer Bedeutung für die Finanzwirtschaft der Stadt Zittau während der Zeit von 1835-1930*, Görlitz 1931.

松尾 2011 = 松尾展成, 『ザクセン封建地代償却史研究』, 大学教育出版.

謝辞

本稿執筆に際して、渡邊尚教授と馬場哲教授は貴重な古文献の閲読を許され、また、黒川勝利教授は幾度となくパソコン操作と数値計算について援助された。さらに、ゲルリツ郡文書館Kreisarchiv Görlitz zu Zittauのティーノー・フレデー氏Herr Archivar Tino Fröde はツィタウ市史について、ツィタウ市立文書館Stadtarchiv Zittau, ドレースデンのザクセン邦立中央文書館Sächsisches Hauptstaatsarchiv Dresdenとザクセン邦立図書館Sächsische Landbibliothek – Staats- und Universitätsbibliothek Dresden, ゲルリツのオーバー・ラウジツ学術図書館Oberlausitzische Bibliothek der Wissenschaften Görlitz およびツィタウのクリスティアン・ヴァイゼ図書館Christian-Weise-Bibliothek Zittauは、関係文献・史料、固有名詞の発音などについて、数多くの教示と便宜を与えられた。ここに記して、謝意を表する。